

岸和田市障害者（児）給付金・難病者（児）見舞金支給事業について ～現金給付から現物給付（サービス給付）への転換～

障害者（児）給付金・難病者（児）等見舞金支給事業（以下、「給付金・見舞金支給事業」という。）は、市の要綱に基づき、障害もしくは難病等に罹患することによって生じる経済的な負担の軽減、生活の向上と福祉の増進を図ることを目的に、市単独事業として、給付金は昭和 55 年、見舞金は昭和 50 年に創設された制度です。

1. 給付金・見舞金支給事業の概要

（1）対象者及び支給金額の現状

①給付金

*9月1日現在、本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録され、以下の手帳を所持している方

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A	12,000 円
上記のうち、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者	10,000 円
身体障害者手帳 3・4 級、療育手帳 B1	5,000 円

②見舞金

*9月1日現在、本市に居住し、かつ住民基本台帳に記録され、以下を所持している方

特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券、指定疾患・選定疾患の治療を受けている旨の診断書	5,000 円
--------------------------------------------------	---------

（2）支給人数及び支給金額実績

①給付金

	身障 1・2 級、療育 A	特障手当等受給者	身障 3・4 級、療育 B1	合 計	支給金額
平成 25 年度	3,732 人	379 人	4,252 人	8,363 人	69,834 千円

②見舞金

	難病者（児）等	支給金額
平成 25 年度	968 人	4,840 千円

（3）給付金・見舞金支給事業の変遷

これまで給付金・見舞金支給事業については、平成 13 年度～15 年度の財政健全化アクションプランにより段階的に支給金の見直しを行いました。

また、平成 16 年度には、障害者（児）に対する福祉施策について、画一的な個人への現金給付から障害者（児）の自立支援型の施策へと重点を移行するため、更なる見直しを行い、現在に至っています。

2. 現金給付から現物給付（サービス給付）への転換

（1）岸和田市外部評価

給付金・見舞金支給事業は、平成 24 年 8 月に実施された岸和田市外部評価の対象事業となり、学識経験者で構成された評価委員会で議論が行われた結果、「改善して継続」と判定されました。その内容については、次のとおりです。

①長期的には廃止すべきである。

②現行のままでは継続すべきではなく、見直しを図る必要がある。

③関係する各課や関連する福祉施策との連携を積極的に模索すべきである。その結果の一つとして、対象者増加の抑制やコスト削減につながると考えられる。また対象者全体のサービス変更にもつながる。

④丁寧に対象者のニーズを把握することに努め、そのニーズに合わせて代替的現物支給サービスへの変更が必要である。

（2）新たな現物給付（サービス給付）への転換

現金給付としての給付金・見舞金支給事業から、現物給付（サービス給付）への転換を図っていくためには、国の障害保健福祉施策の法改正等への対応、市の第 3 次障害者計画の施策の推進、これまでの要望等をもとに、時代に即した福祉施策の構築に向けて取り組む必要があります。

現物給付（サービス給付）への転換の具体策については、障害者施策推進協議会の意見を踏まえて、施策（案）を検討します。最終的には、市の政策決定会議での審議を経た後、平成 27 年度の実施に向けて進めていきます。なお、新たな現物給付（サービス給付）への転換として、次の施策（案）が必要であると考えています。

①障害者等の社会参加の機会を促進する施策

●重度障害者等タクシー助成事業

障害種別、障害者手帳の種類等による不公平感の解消を行い、重度障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図る必要があります。

●地域生活支援事業（移動支援）

単独での移動が困難な障害者への外出支援の充実を図り、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加への支援が必要です。

②障害者等の地域移行促進に向けての施策

●地域生活支援事業（地域移行支援）

障害者施設、精神科病院等からの地域生活への移行を促進し、退所、退院後の障害者の自立、社会参加への支援が必要です。

③障害者等の住み慣れた地域での安全・安心な暮らしを支える施策

●住宅改造助成事業

住宅改造助成の対象となる障害種別、障害等級の拡充を図り、重度障害者の在宅での生活支援が必要です。

●地域生活支援事業（相談支援）

地域での日常生活の支援、相談への対応など、障害者（児）の自立、社会参加の促進を図る必要があります。

●自立支援・介護給付費等支給事業（グループホーム家賃補助）

障害者の地域での自立生活の拠点である住まいの場への支援が必要です。

●保健医療整備事業

重度障害者に対し、地域における医療の充実を図る必要があります。